

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	警防課 救急高度化推進室
委 託 業 務 名	救急救命士への医師の指示に伴う委託業務
委 託 業 務 場 所	大津市瀬田月輪町 滋賀医科大学医学部附属病院
概 要	救急救命士法第 44 条の規定に基づき、救急救命士法施行規則第 21 条各号に掲げる救急救命処置を行う際に必要となる医師による具体的指示の件数に応じて指示委託料を支払うもの。
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
契 約 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日
契 約 金 額	550,000 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市瀬田月輪町 〔名 称〕 国立大学法人 滋賀医科大学 学長 上本 伸二
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	救急救命士の指示医療機関は、大津市メディカルコントロール協議会の定める救急活動要領により、大津赤十字病院、大津市民病院、滋賀医科大学医学部附属病院及び地域医療機能推進機構滋賀病院の 4 病院である。令和 5 年度中の滋賀医科大学医学部附属病院における医師による具体的指示の件数を 110 件と試算していることから、委託料が 50 万円を超える随意契約となったもの。 なお、上記のうち大津赤十字病院を除く 2 医療機関については、同様に医師による具体的指示を受けるが、それぞれ 50 万円未満である。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。